食品科学奨励金交付規程

一般財団法人 東洋水産財団

食品科学奨励金交付規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人東洋水産財団(以下「当財団」という。)の奨励金の交付に 関する事項について定め、その公正かつ公平な運営を図ることを目的とする。

第2章 奨励金

(奨励の目的)

第2条 当財団の奨励は、食品科学に関する学術研究の奨励援助を行い、国民生活の向上と学術 研究の発展に寄与することを目的とする。

(奨励金の対象)

- 第3条 奨励先は、以下の各号のいずれかとする。
 - (1) 食品科学に関する講演会の開催並びにその開催の補助
 - (2) 食品科学に関する研究の成果の刊行、並びにその刊行の補助
 - (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(奨励基準)

- 第4条 奨励は、以下の基準を満たさなければならない。
 - (1) 第2条に定める奨励の目的に合致すること
 - (2) 奨励が法令ならびに当財団の定款および他規程に違反しないこと
 - (3) 奨励先が反社会的団体でないこと
 - (4) 当財団の奨励金が営利活動または営利活動の宣伝を目的とした活動に使用される おそれがないこと
 - (5) 当財団の奨励金が違法行為または公序良俗に反する行為に使用されるおそれがないこと
 - (6) その他奨励が社会通念上不適切でないこと

(奨励の条件)

- 第5条 奨励金を受けるためには、以下の条件を満たさなければならない。
 - (1) 別紙「食品科学奨励金 申請書」に必要事項を記載の上、提出をすること
 - (2) 他の団体から、当該奨励に係る事業について、他の団体から寄付金等を受けていな

いこと

(3) 当該奨励金に係る用途の明細書を提出すること

(奨励の決定)

- 第6条 奨励先、奨励の金額、奨励の時期、その他奨励に必要な事項は、理事会が決定し、申請者に通知する。
 - 2 申請者に、理事と特別の利害関係を有する者がいる場合は、理事会において、特別の 利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、特別の利害関係者を有する理事を 除く理事の3分の2以上に当たる多数をもって決定し、申請者に通知する。
 - 3 1項、2項に関わらず、申請の金額が30万円以下の場合には、理事長が採否を決定 し、申請者に通知する。

(奨励金の交付決定の取消し、中止、および返還)

- 第7条 奨励金の交付を決定された者が、以下のいずれかに該当したときは、奨励金の交付決定 の取消し、または既に交付した奨励金の全部もしくは、一部の返還を命じることができる。
 - (1) この規程に違反したとき
 - (2) 対象となる事業が中止になったとき

第3章 雜 則

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(実施細目)

第16条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が定める。

附 則 1 この規程は、2012年4月1日から施行する。 2019年6月3日 改定